



# 鳥取県公報

平成 27 年 5 月 8 日 (金)  
第 8 6 9 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (320) (東部振興課) . . . . . 2 特定計量器の定期検査の実施 (321) (くらしの安心推進課) . . . . . 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (322) (水産課) . . . . . 3 農用地利用配分計画の縦覧 (323) (経営支援課) . . . . . 3 農用地利用配分計画の認可 (324) (〃) . . . . . 4 土地改良区の定款の変更の認可 (325) (農地・水保全課) . . . . . 5 土地改良区の解散 (326) (〃) . . . . . 5 土砂災害警戒区域の区域の変更 (327) (治山砂防課) . . . . . 5 土砂災害特別警戒区域の解除 (328) (〃) . . . . . 6 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (329) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 7 指定居宅介護支援事業者の指定 (330) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7
-------	---

# 告 示

## 鳥取県告示第320号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年6月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成27年4月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人はるひな
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
高垣 大輔
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取県岩美郡岩美町長谷814
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者等福祉サービスを必要とする者に対して、福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第321号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成27年6月9日（火）	午前10時から 正午まで	倉吉市住吉町77-1 倉吉市文化活動センター
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成27年6月12日（金）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成27年6月16日（火）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成27年6月19日（金）	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成27年6月23日（火）	午前10時から 正午まで	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃

## 鳥取県告示第322号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県藻場再生技術開発検討会	鳥取県藻場造成アクションプログラムの策定に関する事項	平成 27 年 5 月 8 日 から平成 28 年 3 月 31 日まで	水産振興局水産課

## 鳥取県告示第323号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市淀江町中西尾245 森田 悦子	米子市淀江町福頼の一部
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
米子市諏訪503 長谷川 光昭	米子市諏訪の一部
西伯郡日吉津村大字日吉津947-1 川口 剛敏	米子市二本木及び淀江町佐陀の一部
米子市旗ヶ崎五丁目16-14 木本 昌夫	米子市夜見町の一部
米子市東福原三丁目5-33 潮 秀男	米子市下新印及び高島の一部
米子市葭津207-4 株式会社ローソンファーム鳥取	米子市日下の一部
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市今在家及び赤井手の一部
米子市古市282 潮 清	米子市古市の一部
米子市淀江町稲吉782-1 野津 信久	米子市淀江町稲吉の一部
米子市淀江町淀江219 富田 行博	米子市淀江町福岡及び淀江町淀江の一部
西伯郡南部町福成1615-1 農事組合法人福成	米子市大袋、古市及び吉谷の一部
岩美郡岩美町大字岩常699-1 農事組合法人ドリームファーム二上	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字岩常665 上田 邦彦	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字大谷58 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
岩美郡岩美町大字馬場85 大森 彰稔	岩美郡岩美町大字蒲生及び大字馬場の一部
岩美郡岩美町大字牧谷539-2 上根 慶万	岩美郡岩美町大字浦富、大字小羽尾及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字岩本338 谷口 与志一	岩美郡岩美町大字浦富及び大字岩本の一部
岩美郡岩美町大字岩井169-2 有限会社いわみ農産	岩美郡岩美町大字宇治、大字浦富、大字岩井及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字牧谷367 濱崎 孝雄	岩美郡岩美町大字浦富、大字相谷及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字新井550 福上工業株式会社	岩美郡岩美町大字本庄の一部

岩美郡岩美町大字高山793-1 藪内 孝博	岩美郡岩美町大字河崎及び大字高山の一部
岩美郡岩美町大字浦富2648 山内 康弘	岩美郡岩美町大字浦富及び大字相谷の一部
岩美郡岩美町大字蒲生547-1 山根 俊一	岩美郡岩美町大字蒲生の一部
岩美郡岩美町大字白地149 山本 一美	岩美郡岩美町大字白地の一部
岩美郡岩美町大字岩常132 横田 博則	岩美郡岩美町大字岩常の一部
八頭郡八頭町船岡456-5 農事組合法人八頭船岡農場	八頭郡八頭町隼郡家及び上野の一部
八頭郡八頭町米岡113-1 蓮佛 廣文	八頭郡八頭町米岡の一部
東伯郡琴浦町大字別宮568-1 農事組合法人別宮宮農組合	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町大字別宮436 杉山 信一郎	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町大字別宮504 徳丸 均	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町大字中村522 農事組合法人立子	東伯郡琴浦町大字光、大字太一垣及び大字佐崎の一部
東伯郡琴浦町大字山川644-1 農事組合法人やまごく村	東伯郡琴浦町大字山川の一部
東伯郡琴浦町大字倉坂126 松本 一夫	東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
東伯郡琴浦町大字倉坂145 松本 清志	東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
東伯郡琴浦町大字逢東199 金光 俊文	東伯郡琴浦町大字逢東の一部
西伯郡南部町天萬2222-1 農事組合法人寺内農場	西伯郡南部町天萬の一部

## 2 縦覧に供する期間

平成27年5月8日から2週間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

## 4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第324号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のあった次の農用地利用配分計画を平成27年4月28日認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
倉吉市北野484 増井 秀人	倉吉市北野の一部
倉吉市関金町安歩843-8 山崎 正美	倉吉市大鳥居の一部
倉吉市蔵内97 農事組合法人くらうち	倉吉市小鴨の一部
倉吉市富海819-2 数馬 豊	倉吉市下大江及び大宮の一部
倉吉市関金町関金宿1945-3 御調 光久	倉吉市鴨河内及び関金町山口の一部
倉吉市関金町大鳥居1680 有限会社真栄農産	倉吉市関金町安歩及び関金町大鳥居の一部
倉吉市津原700-1 農事組合法人津原フアイヤフライズ倶楽部	倉吉市津原の一部

岩美郡岩美町大字大谷58 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
岩美郡岩美町大字馬場85 大森 彰稔	岩美郡岩美町大字蒲生の一部
岩美郡岩美町大字牧谷539-2 上根 慶万	岩美郡岩美町大字浦富及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字白地316 賀山 仁司	岩美郡岩美町大字白地の一部
岩美郡岩美町大字宇治534 小谷 幸次	岩美郡岩美町大字宇治の一部
岩美郡岩美町大字岩本338 谷口 与志一	岩美郡岩美町大字浦富及び大字岩本の一部
岩美郡岩美町大字牧谷367 濱崎 孝雄	岩美郡岩美町大字浦富、大字相谷及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字高山793-1 藪内 孝博	岩美郡岩美町大字浦富、大字延興寺、大字恩志、大字河崎及び大字池谷の一部
岩美郡岩美町大字浦富2648 山内 康弘	岩美郡岩美町大字浦富の一部
岩美郡岩美町大字白地149 山本 一美	岩美郡岩美町大字白地の一部
岩美郡岩美町大字洗井550 福上工業株式会社	岩美郡岩美町大字本庄の一部
岩美郡岩美町大字岩井169-2 有限会社いわみ農産	岩美郡岩美町大字宇治、大字浦富、大字岩井、大字大谷、大字長谷及び大字牧谷の一部
東伯郡北栄町原830 農事組合法人原東部	東伯郡北栄町曲、原及び東園の一部
米子市観音寺新町五丁目5-8 三木 三枝	西伯郡日吉津村大字富吉及び大字日吉津の一部
西伯郡大山町前201 中田 栄治	西伯郡大山町前の一部
西伯郡大山町御来屋300-1 近藤 啓太	西伯郡大山町豊成の一部
西伯郡大山町門前30 橋本 竜一	西伯郡大山町豊成の一部
西伯郡大山町加茂985 荒松 将志	西伯郡大山町西坪の一部
西伯郡大山町加茂191-2 高橋 精	西伯郡大山町西坪の一部
西伯郡大山町御来屋848 逢坂 崇	西伯郡大山町西坪の一部
西伯郡大山町坊領487 遠藤 拓夫	西伯郡大山町坊領の一部
境港市渡町1998 有限会社岡野農場	西伯郡伯耆町真野の一部
米子市葭津207-4 株式会社ローソンファーム鳥取	西伯郡伯耆町真野の一部

#### 鳥取県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成27年4月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、八東土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

倉吉市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

山口谷川 (I-1-2-21-1)

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

倉吉市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

みどり町1地区 (I-人工33)、みどり町2地区 (I-640)

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第328号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

倉吉市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

山口谷川 (I-1-2-21-1)

## 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

倉吉市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

みどり町1地区 (I-人工33)、みどり町2地区 (I-640)

## (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## (5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第329号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年6月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

## 1 申請のあった年月日

平成27年4月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安達 聡子

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市両三柳3904-1

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くために、児童の心身ともに健やかな発達を援助する事業を行い、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

---

**鳥取県告示第330号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社キンタカ	ケアプランきんたか	米子市淀江町西原 1188-5	平成 27 年 5 月 1 日